

一時預かり（一時保育）をご利用の方へ

1 一時預かり（一時保育）とは

冠婚葬祭・仕事・病気・疲れ・看護・介護等で急に子どもの世話ができなくなった時に、あらかじめ登録した上で、1か月13日間以内でお子さんをお預かりします。

2 利用可能施設

地域子育て支援センター

- ・玉原認定こども園内支援センター Tel 31-6192
- ・築港ちどり保育園内支援センター Tel 21-3347
- ・槌ヶ原ちどり保育園内支援センター Tel 71-3042

サンマリン認定こども園 Tel 43-9880



3 利用対象者

次の要件に当てはまる方が対象となります。

- ① 生後6ヶ月～就学前までの幼児であること。
- ② 保育園、認定こども園、幼稚園に通っていない幼児であること。
※ただし、認定こども園（教育医療）及び幼稚園に在籍している幼児については、夏休み期間等、園が閉まっている期間の利用は可能です。
- ③ 住民票が玉野市にあること。
※ただし、里帰り出産で利用する場合は、住民票が玉野市になくても利用できます。（出産予定日の6週間前にあたる日の属する月の初日から、出産日から8週間を経過した日の属する月の末日までに限られます。）

4 面接・登録のお手続き

登録いただく前に面接をさせていただきます。利用したい施設に電話でお問い合わせの上、ご来園ください。（急に來られた場合は、対応できないことがあります。）

5 利用時間

月曜から土曜日の8時30分～17時の間で必要な時間

※ただし、園行事等の関係上、利用できない日がありますので、あらかじめご了承ください。

6 料金

時間に関係なく1日1,800円

※料金は利用される当日の朝、おつりのないようにお持ちください。

施設等利用給付認定を取得された方へ

幼児教育・保育の無償化に伴い、利用料1,300円が無償化の対象となります。（昼食代等500円は無償化の対象外です。）

認定を受けられた方は、市が発行した「施設等利用給付認定通知書」を利用施設に提示してください。

（幼児教育・保育の無償化についてのお問い合わせ先） 就学前教育課 Tel 32-5573

裏面もお読みください。

7 持ってくるもの（持ち物には、必ず名前を書いてください。）

【ミルクを飲んでいる赤ちゃんに必要なもの】

- 使い慣れた哺乳瓶を1本～2本
- 飲用しているミルクを1日分（1回分ずつに小分けしたもの）

【おむつを使用している児童に必要なもの】

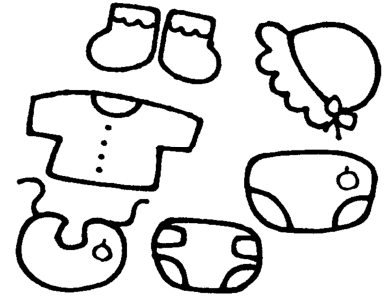
- 個々に合わせて1日分（紙おむつの場合1日5～6枚）
- 市販のおしりふき1袋

【お昼寝をする場合に必要なもの】

- バスタオル2枚

【共通して必要なもの】

- 着替え一式（下着も含めて最低一式は準備してください。）
- 汚れ物入れ袋3袋（大きく名前を書いたスーパーの袋など）
- エプロン2枚



8 注意していただきたいこと

- 利用するためには予約が必要です。利用日の前日（月曜日利用の場合は、前の週の金曜日）の16時まで、電話等で予約してください。
- 給食の準備の都合がありますので、予約の取り消しはなるべく早めをお願いします。当日お休みの場合は、朝9時までにご連絡ください。
- お子さんが体調不良の時はお預かりできません。
（体調不良の場合は、病児・病後児保育制度（玉野市民病院）の利用をご検討ください。）
- 薬はお預かりできません。
- 登録された園を変更する場合は、登録された園で異動手続きを行ってください。

9 無料券の利用について

- 利用時間は「8：30～11：00」です。
- 利用期限は「2歳の誕生日の前日まで」です。
- 登録後の使用はできません。

10 災害時の対応について

玉野市に朝6時の時点で「特別警報・暴風警報・大雨警報・大雪警報」（以下、警報）が発令された場合、一時預かりをお断りすることがあります。また、保育時間中に警報が発令された場合、家庭保育をお願いすることがありますので、何卒ご了承ください。

なお、被害状況によっては、警報解除後も利用をお断りする場合があります。